

離婚に関する公正証書作成のための必要資料のご案内

- 一般的に次の資料が必要です。事前に公証役場にご提出ください。
- ご用意いただく資料は、一部のものを除き、写しでも結構です。

1 必須の資料

1.1 本人確認資料

- 当事者双方につき、次のいずれかのものが必要です。
 - ①自動車運転免許証、②マイナンバーカード、③印鑑登録証明書+登録の実印
 - ④その他顔写真付きの官公庁発行の身分証明書 *健康保険証は不可

1.2 戸籍謄本（戸籍事項記載証明書）

- 当事者双方及び未成年の子が記載された最新の戸籍謄本
- 離婚済みの場合は、双方につき、離婚の事実が記載された戸籍謄本

1.3 振込先預金口座…金銭を振り込む先となる預金口座の分かるもの

金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の記載された預金通帳又はそのメモ

2 財産分与をする場合の必要資料

2.1 不動産を財産分与する場合の必要資料…次の①から③

- ① 不動産の登記事項証明書（法務局で発行を受けるもの。インターネット経由で取得したのもも可。登記済み権利証は不可。）
- ② 不動産の固定資産評価額の分かる資料（固定資産課税明細書）
- ③ 銀行ローンが残っているときは、その関係資料

2.2 銀行預金…預金通帳

2.3 生命保険、学資保険…保険証書又は保険証券

2.4 その他…分与する財産に応じた資料

例：自動車→車検証写し、有価証券→証券会社からの最新の報告書

3 年金分割をする場合の必要資料

- ① 当事者双方につき、年金手帳（基礎年金番号の記載されたページの写し）
- ② 年金情報通知書の写し *年金事務所等に請求して発行を受けるが、時間がかかるようです。

4 その他

- 4.1 上記以外の事項を公正証書に記載する場合、各自が必要とお考えになる資料をご準備ください。
- 4.2 公正証書作成日までの間に離婚届提出予定、転居予定の方は、相談の際にお申し出ください。

5 証書作成当日にご持参いただくもの

- 本人確認資料（写し不可）*印鑑証明書を使用する場合は、公正証書作成日からさかのぼって3か月以内に発行されたものが必要となります。
- 印鑑（本人確認資料に印鑑証明書を使用する場合は登録の実印。その他の場合は認め印も可。）

葵町公証役場 〒461-0002 名古屋市東区代官町 35 番 16 号第一富士ビル 3 階

電話（代表） 052-931-0353 FAX（代表） 052-931-0327

Eメール（代表） aoi-jimukyoku@nagoya-notary.gr.jp